

## 綾瀬市防犯協会「わんわんパトロール活動」実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、綾瀬市防犯協会（以下「協会」という。）が実施する防犯啓発活動の一環として行う「わんわんパトロール活動」（以下「活動」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (趣旨)

第2条 本活動は、犬の散歩等の日常活動にあわせて地域を見守ることにより、犯罪の抑止及び地域住民の防犯意識の向上を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に資することを目的とする。

### (実施主体)

第3条 活動の実施主体は、綾瀬市防犯協会とする。

### (活動内容)

第4条 本活動は参加登録した市民によるボランティア活動であり、次に掲げるものとする。

- (1) 犬の散歩等を通じた地域の見守り活動
- (2) 防犯意識の啓発に関する活動
- (3) 不審者、不審事象その他異常を認知した場合の通報
- (4) その他協会が必要と認める活動

### (参加対象)

第5条 活動に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 活動の趣旨に賛同する市民
- (2) 市内に居住し、又は市内で犬の散歩等を日常的に行う者
- (3) 犬を適正に管理できる者
- (4) 協会が参加者として適当と認める者

### (参加申込み)

第6条 活動への参加を希望する者は、協会が別に定める参加申込書（様式第1号）を提出するものとする。

2 協会は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認める者を

参加者として登録のため、参加者名簿（様式第2号）を作成するものとする。

（参加者の役割）

第7条 参加者は、犬の散歩等の日常生活の範囲内で、無理のない方法により地域の見守り活動を行うものとする。

2 参加者は、犯罪行為の抑止、現行犯の制止その他危険を伴う行為を自ら行ってはならない。

3 参加者は、不審者、不審事象その他異常を認知したときは、速やかに警察その他関係機関へ通報するよう努めるものとする。

（遵守事項）

第8条 参加者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）交通法規及び公共の場所におけるルール又はマナーを守ること。

（2）犬の飼養及び管理について、関係法令等を遵守すること。

（3）活動の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させる行為を行わないこと。

（4）宗教活動、政治活動又は営利活動に活動名を利用しないこと。

（5）活動に当たり知り得た個人情報等をみだりに第三者へ漏らさないこと。

（6）協会から貸与された物品を適正に管理すること。

（貸与品）

第9条 協会は、参加者に対し、ベスト、啓発用品その他活動に必要な物品（以下「貸与品」という。）を貸与することができる。

2 参加者は、貸与品を活動の目的以外に使用してはならない。

3 参加者は、貸与品を毀損し、又は亡失したときは、速やかに協会へ報告しなければならない。

4 参加者が本活動を辞退する場合、又は登録を取り消されたときは、貸与品を返納しなければならない。

（費用負担）

第10条 本活動への参加に要する犬の飼養管理費、散歩に要する費用その他個人的費用は、参加者の負担とする。

（事故等の責任）

第 11 条 本活動への参加に伴う事故、けが、犬に起因する損害その他第三者との紛争については、原則として当事者の責任において対応するものとする。

(届出事項の変更)

第 12 条 参加者は、申込内容に変更が生じたときは、速やかに協会へ届け出るものとする。

(辞退)

第 13 条 参加者は、本活動への参加を辞退しようとするときは、協会へ申し出るものとする。

(登録の取消し)

第 14 条 協会は、参加者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 活動の目的に反する行為を行ったとき。
- (3) 参加者として適当でないと認められる事由が生じたとき。
- (4) その他協会が活動の運営上支障があると認めたとき。

(個人情報の取扱い)

第 15 条 協会は、活動に関して取得した個人情報を、活動の実施及び運営に必要な範囲内において適正に取り扱うものとする。

(委任)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、活動の実施に関し必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。